

「海辺の駐車場」の利用・使用上の運用マニュアル

【目的】

市が管理する「海辺の駐車場」の利用者の安全確保、自然環境の保護、公園の適正な管理運営を図ることを目的とする。

（許可申請）

袋井市都市公園条例施行規則

様式第3号（第5条関係） 「公園内行為許可申請書」にて申請を行う。

※本マニュアルは、試行運用を前提に作成したものであり、試行期間中に得られた検証結果に基づき、申請対象・許可処理・利用ルール運用等、修正します。

（受付期間）

申請できる日は、受付日から2ヶ月先の日の月末までとする。（例：4月1日において6月末）

（申請対象）

- ・不特定多数の参加者を募るイベントを開催するもの。
- ・以下の施設を独占して使う場合

（使用する施設）

駐車場（50台以上）・段床スペース・展望デッキ・電源BOX

（施設使用料）

市後援あり	申請必要（減免）
出店（市後援あり）	申請必要（減免）
出店（市後援なし）	申請必要（料金 40 円/㎡）

※悪天候等により当施設が管理者の判断で利用不可とされた場合、既に納付いただいた利用料は原則として全額返金する。

（電源使用料）

公園内行為許可書を受理した申請者に電気BOXの鍵を貸し出す。電気料金は無料とする。

(注意事項)

- ・ 1 回の申請で予約できる日は 3 日までとし、別途予備日を設定できるものとする。
- ・ 一般客の利用を考慮し、普段の利用状況に応じて判断する。